公示第１８５号

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告の一部改正について

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（令和４年公示第６８号）の一部を下記のとおり改正する。

令和８年１０月２８日

名古屋税関長　杉山　真

記

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附　則（令和８年公示第１８５号）

この公告は、令和８年１１月１日から適用する。

別紙

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（令和４年公示第６８号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第４ 消費税法施行令第１８条の６第２項及び租税特別措置法施行令第４６条の８の７第２項の規定に基づき、委任しない権限 １　次に掲げる事項に係る権限は、下田監視署長に委任しない。 イ　消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第８条第６項（輸出物品に係る消費税の徴収）の権限 ロ　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第８７条の６第６項（免税酒類に係る酒税の徴収）の権限	別表第４ 消費税法施行令第１８条の６第２項及び租税特別措置法施行令第４６条の８の７第２項の規定に基づき、委任しない権限 １　次に掲げる事項に係る権限は、下田監視署長に委任しない。 イ　消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第８条第３項（輸出物品に係る消費税の徴収）の権限 ロ　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第８７条の６第３項（免税酒類に係る酒税の徴収）の権限